那覇空港滑走路増設事業の概要

1 事業名 那覇空港滑走路増設事業

2 事業者名 《埋立事業》 内閣府沖縄総合事務局 局長 能登 靖 《飛行場事業》 国土交通省大阪航空局 局長 干山 善幸

3 事業場所 那覇空港沖合地先

《 埋 立 事 業 》 那覇市字大嶺及び豊見城市字瀬長地先公有水面

《飛行場事業》 那覇市字大嶺

那覇市字大嶺及び豊見城市字瀬長地先公有水面

4 事業目的

那覇空港は、沖縄県のリーディング産業である観光・リゾート産業をはじめとして、様々な経済活動や県民生活を支える重要な社会基盤である。

那覇空港は、平成23年度時点で、滑走路1本の空港としては国内で2番目に利用度が高く、この状況を国内の主要空港と比較すると、旅客数は5位、貨物取扱量は4位(国際貨物取扱量では3位)である。これに伴い、夏休みや春休みにあたる観光シーズンのピーク時を中心に増便がなされているが、希望する便の予約が取れないなどの状況が生じている。このため、本事業は、将来の需要に適切に対応するとともに、沖縄県の持続的振興発展に寄与するため、また、将来にわたり国内外航空ネットワークにおける拠点性を発揮しうるよう、那覇空港の沖合に2本目の滑走路を新設するものである。

5 事業概要

- (1) 種 類 国管理空港(空港法第5条。旧第二種空港に該当)
- (2) 事業規模 《埋立事業》 埋立面積:約160 ha

《飛行場事業》 滑走路長:2,700m(幅:60m)

※両事業種ともに法対象事業(第一種事業)

〔対象事業の種類〕

- ・滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更
- ・公有水面の埋立

6 経緯

(1) 建設位置選定の経緯

ア 沖縄県企画開発部により、那覇空港沖合展開事業、与根漁港の整備事業、また、瀬長島や那覇市の市街化調整区域に係わる開発計画が検討されており、那覇空港周辺地域の環境状況を把握する必要があるとして、「那覇空港周辺地域現況調査」が平成13年度に実施されている。当該調査の中で、那覇空港沖合展開事業については、4案が検討された。

イ その後、沖縄県企画開発部、沖縄総合事務局開発建設部、国土交通省大阪航空局の3 者により那覇空港調査連絡調整会議が設置され、平成17年度よりPI(パブリックインボ ルブメント)が行われた。

ウ 平成20年に構想段階に係るPIが行われ、現滑走路より1,310m離れた案と、850m離れた 案が示された。PIの結果、1,310m離れた案について肯定的な意見が多数を占めたことか ら、平成21年3月27日の那覇空港構想・施設計画検討協議会において、1,310m案が妥当 であるとして、位置が決定された。

(2) 環境影響評価の手続きの経緯

○方法書手続

平成22年 7月29日 方法書の県への送付 12月27日 方法書に対する知事意見

○準備書手続

平成24年 9月27日 準備書の県への送付

平成25年 3月 8日 準備書に対する知事意見

○評価書手続

平成25年 6月26日 評価書を国土交通省、沖縄県、那覇港管理組合へ送付

8月 9日 評価書(飛行場事業)についての国土交通省大臣意見

8月29日 評価書(埋立事業)についての沖縄県知事及び那覇港管理組合管

理者意見

平成25年 9月19日 補正評価書の県への送付

9月20日 補正評価書の公告・縦覧 (~10月21日)

平成26年 2月24日 工事着手届出書の送付

○事後調査報告書手続

【工事中】

平成27年 7月17日 平成26年度事後調査報告書の県への送付

7月30日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問

11月2日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申

11月17日 環境保全措置要求の提出

平成28年 9月14日 平成27年度事後調査報告書の県への送付

那覇空港滑走路増設事業の環境アセスメントに関する流れ



